

廃棄物処理施設に係わる  
 ガス化改質方式の焼却施設の維持管理情報(平成23年12月分)

I. 処分量

項 目		量(t/月)	備 考
処分した量 (施行規則 12条の7の2ニのイ)	産業廃棄物 (許可の種類毎)  法律上の品目毎	①廃プラスチック	988
		②紙くず	40
		③木くず	59
		④繊維くず	282
		⑤ゴムくず	132
		⑥金属くず	230
		⑦ガラスくず ・コンクリートくず 及び陶磁器くず	232
		⑧がれき類	
	一般廃棄物 (許可の種類毎)	①可燃物	
		②不燃物	
③混合物		128	当社の不燃残渣は③となる
合 計 量		2,091	

II. 改質ガスの温度, ばいじん濃度及びダイオキシン濃度等

項 目		結 果	備 考	
1. 改質ガス温度 (施行規則12条の 7の2ニのロ、ハ)	① 測定位置	炉頂		
	② 測定年月日	12/1-12/31		
	③ 測定結果	1159 °C		
2. ばいじん除去年月日		毎日	(施行規則12条の7の2ニのハ)	
3. 改質ガス性状 (測定結果)  (施行規則 12条の7の2のニ)	(1) ガス採取位置	ガス化溶融炉ガス回収ライン		
	(2) ガス採取年月	9月12日	測定月	
	(3) 測定結果判明年月日	9月21日	測定月	
	(4) 測定結果		測定月	
	① ダイオキシン(1回/年)	0.020	ng-TEQ/g-dry	飛灰2011/4/7測定
		0.0012	ng-TEQ/m3N	ガス2010/11/18測定
	② 硫黄酸化物(1回/6ヶ月)	1.7	ppm	協定値 20ppm
	③ ばいじん(1回/6ヶ月)	0.8	mg/Nm <sup>3</sup>	協定値 50mg/Nm <sup>3</sup>
	④ 塩化水素(1回/6ヶ月)	<0.96	mg/Nm <sup>3</sup>	協定値 20mg/Nm <sup>3</sup>
⑤ 硫化水素(1回/6ヶ月)	<1	ppm	協定値 300ppm	